

2025 年 10 月 1 日

吸収分割に関する事後開示書面

(分割会社/会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後備置書面)

(承継会社/会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後備置書面)

東京都中野区中野四丁目 10 番 1 号

栗田工業株式会社

取締役 代表執行役社長 江尻 裕彦

東京都渋谷区笹塚二丁目 1 番 6 号

クリタ東日本株式会社

代表取締役社長 井上 真

栗田工業株式会社（以下「分割会社」といいます。）とクリタ東日本株式会社（以下「承継会社」といいます。）とは、両者の間で 2025 年 7 月 1 日に締結した吸収分割契約書（以下「吸収分割契約書」といいます。）に基づき、分割会社が営む東北地方における水処理事業（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行いました。

本会社分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本会社分割が効力を生じた日

2025 年 10 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過

本会社分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による差止請求の対象ではありません。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

本会社分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権の買取請求に係る手続の経過

分割会社において、新株予約権の買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議申述に係る手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2025 年 8 月 1 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議申述に係る手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2025 年 8 月 1 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本会社分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本会社分割の効力発生日をもって、吸収分割契約書に基づき、分割会社が対象事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 本会社分割による変更の登記を行う日

2025 年 10 月 1 日（予定）

6. その他本会社分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上